

将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

将来負担比率

$$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値

【28年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
将来負担比率	350%	350%	-
平成28年度決算に基づく市川市の将来負担比率			-

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。(前年度比率: -)

【説明】

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債（地方公共団体の長期の借入金）残高のほか、一般会計で負担すべき職員の退職手当、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等における地方債残高のうち一般会計が負担するもの（一般会計からの繰出金に含まれる）などがあります。

また、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失補償をしているものについては、公社や第三セクターの経営状況によっては、一般会計等で負担しなくてはならないこともあります。

このような一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額、「将来負担額」を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を差し引いた上で、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率が「将来負担比率」です。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

本市28年度決算の値につきましては、マイナスの比率であることを示す「-」となっていますが、これは、基金や都市計画税、基準財政需要額算入見込額など将来負担額に充当可能な財源等の合計額が、将来負担額を上回ったことによるもので、前年度と比べ、より良好な水準に向上了しました。

【将来負担比率の算定結果】

$$\text{28年度将来負担比率} = \frac{\triangle 13,268,079 \text{ 千円}}{76,695,897 \text{ 千円}} = \triangle 17.2 \%$$